平成２６年度第１回四街道市情報公開・個人情報保護審査会会議録（会議概要）

日　時　平成２６年５月１３日（火）午後３時３２分～午後５時２分
場　所　四街道市役所　本館３階　公室
出席者　出 席 委 員：酒井会長、青柳副会長、木谷委員、荒木委員、高山委員
　　欠 席 委 員：なし
　　事　　務　　局：本田総務部次長、谷嶋総務課長、遠藤副主査、伊藤主事

公開・非公開の別　公開

傍聴人　０人

会議次第

１　委嘱状交付
２　市長挨拶
３　会長・副会長の選出
４　会長・副会長挨拶
５　議事
　(1)平成２５年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等について（報告）
　(2)その他
６　その他

会議の内容

事 務 局：ただ今より、平成２６年度第１回四街道市情報公開・個人情報保護審査会を開催します。本日の審査会は会議次第に沿って進行させていただきます。始めに委嘱状の交付を行いますので、よろしくお願いします。

～委嘱状の交付～

～市長挨拶～

～職員紹介～

事 務 局：それでは新しい任期となりまして本日始めての審査会となるため、会長、副会

長の選出を行いたいと思います。選出までの間、市長に座長をお願いしたいと思います。

市　　長：会長、副会長が選出されるまでの間、座長を務めさせていただきます。四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第４条第２項によると、「会長及び副会長は、委員の互選によって定める。」となっていますが、委員の皆様いかがですか。

～委員から、会長に酒井委員、副会長に青柳委員を推薦する意見あり～

市　　長：ただ今、会長に酒井委員、副会長に青柳委員というご提案がありましたが、皆様いかがですか。

委員全員：～異議なし～

市　　長：委員全員のご賛同が得られたので、会長に酒井委員、副会長に青柳委員と決定させていただきます。どうぞよろしくお願いします。これにて座長の任を解かさせていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。

～会長、副会長　就任の挨拶～

事 務 局：大変恐縮ですが、市長は所用のため、ここで退席をさせていただきます。

～市長退席～

～事務局より、本日の会議内容について説明～

事 務 局 ：四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第５条第１項の規定により、会議の議長は、会長が務める規定になっていますので、これからの進行については、酒井会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

酒井会長：それでは皆様方のご協力の程、よろしくお願いします。ただ今の出席委員は５名です。四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第５条第２項の規定により、出席者が委員の過半数を超えていますので、会議は成立します。また、会議の公開・非公開については、今回の議事の内容が、情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等についての報告に関する案件であり、不服申立事件の

調査及び審議に関する事項ではないため、四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第５条第４項の規定により公開とします。なお、現在傍聴人はいませんが、本日の会議資料については、「四街道市の審議会等の会議の公開に関する指針」により、傍聴人の閲覧に供するものとします。また、このうち会議次第については配布するものとします。なお、その他の資料（四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例、平成２５年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等の資料等）についても、個人情報に関する資料ではなく、かつ、経費等の関係で配布することが困難である資料でもないため、傍聴人に配布することとしたいと存じますが、委員の皆様の意見をお伺いします。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、会議次第及び実施状況等の資料等については、傍聴人に配布することとします。次に、会議録における発言者名については、「審議会等の会議の公開に関する指針」の規定により、原則として明記することになっていますので、本審査会においても、発言者名を明記する取扱いとしたいと存じますが、委員の皆様の意見をお伺いします。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、会議録における発言者名については明記することとします。次に、会議次第　５　（１）　平成２５年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等について（報告）に移りたいと思います。委員の皆様、資料は揃っていますか。

委員全員：～資料の確認～

酒井会長：それでは、事務局の説明を求めます。

～事務局から平成２５年度情報公開制度の実施状況の説明～

酒井会長：ただ今、平成２５年度の情報公開制度の実施状況について、ご説明がありましたが、委員の皆様ご質問ありますか。

青柳委員：受付番号１１番の「エコパーク四季の森メモリアル」についてですが、市と関わりのある墓地ですか。

事 務 局：市内に法人が墓地を建設することに伴い、事前協議書が提出されたので、それに対する公開請求です。

青柳委員：条例第８条第１項第５号により法人に不利益を与える可能性があるというのは、どのような理由ですか。

事 務 局：情報公開請求書が提出された時点で審議検討中であるため、むやみに公開できないと実施機関が判断し、非公開という形になりました。

青柳委員：請求者は、審議検討中のため非公開となった部分について、「審議が終了次第お見せできます。」ということで納得されたのですか。審議終了後に再申請を行いましたか。

事 務 局：事前協議書について、再申請はありませんでした。その後、事前協議の結果、実施機関から法人へ不適合通知書を出しましたので、その不適合通知書に対して新たに請求者から公開請求がありました。これについては、法人に意見照会等をし、検討した結果、部分公開をしました。

酒井会長：そうすると、エコパーク四季の森メモリアルは墓地を造れない状態ですか。

事 務 局：市から許可が下りないという状態です。

青柳委員：どなたが請求していますか。

事 務 局：墓地を建設する予定の場所の近くの市民から公開請求を受けています。

酒井会長：先はどうなるかまだ分からないということですか。

事 務 局：はい。今の時点では特に動きはありません。

酒井会長：次に、平成２５年度個人情報保護制度の実施状況について事務局の説明を求めます。

～事務局から平成２５年度個人情報保護制度の実施状況の説明～

酒井会長：ただ今、平成２５年度の個人情報保護制度の実施状況について、ご説明があり

ましたが、委員の皆様ご質問ありますか。

木谷委員：何件か印鑑登録証明書の請求がありますが、「写し」というのはその物の写しを見たいという請求ですか。

事 務 局：印鑑を紛失した市民が、期間を特定し印鑑登録証明書の申請があったかどうかを確認したいという内容です。

木谷委員：申請書というのは分かりますが、「印鑑登録証明書の写し」を請求されています。「印鑑登録証明書の写し」というものは市役所には無いと思います。要は請求者の希望に沿っているのかどうかということです。「印鑑登録証明書の写し」を不存在で回答した場合、「印鑑登録証明書交付申請書」による申請があったにも関わらず、請求者は「私の印鑑登録証明書は取られていない。」と誤解している可能性があるかと思います。市に「申請書の写し」や「証明書の写し」というものは存在しないと思います。そこの所はどのように区別しているのかと思います。

事 務 局：請求者が記載する文言によって若干異なりますが、実際に請求される文書は同一であると考えています。請求者にも理解を得られていると考えています。

荒木委員：実際には、請求者の書かれた内容で記載してあるが「印鑑登録証明書の写し」として請求されたものと受け止めているのですか。

事 務 局：請求された文言はそのままにしていますが、「印鑑登録証明書交付申請書」の請求として受け取っています。

木谷委員：分かりました。市としては、「印鑑登録証明書交付申請書」として判断しているということですか。

酒井会長：請求内容の欄は、本人が書かれたものを記載していますか。

事 務 局：請求内容の欄は、本人が書かれた文面をそのまま記載しています。文書件名欄は、実施機関で確認した実際の行政文書の名称を載せています。請求内容が同一である文書は、名称を統一するのが望ましいと思います。

酒井会長：受付番号１３番についてですが、任意代理人ということで請求があり、結果的

には取下げになっていますが、請求者は本人との正式な代理人となっていますか。

事 務 局：代表役員の代理人として、親族と思われる方から請求が上がった形です。委任状を提出しており、代表役員と代理人は同じ苗字なので、親族ではないかと思われます。

木谷委員：親族であろうと思われるということですか。任意代理人であれば誰でも問題ないです。

事 務 局：この件については、文書が膨大なため実施機関と代理人とで話し合いが行われ、必要としている情報を情報提供するという形でまとまったため、公開請求は取下げとなりました。

酒井会長：次に、平成２５年度会議等公開状況について事務局の説明を求めます。

～事務局から平成２５年度会議等公開状況の説明～

酒井会長：ただ今、平成２５年度の会議等公開状況について、ご説明がありましたが、委員の皆様ご質問ありますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：次に、平成２５年度個人情報取扱事務目録状況について事務局の説明を求めます。

～事務局から平成２５年度個人情報取扱事務目録状況の説明～

酒井会長：ただ今、平成２５年度の個人情報取扱事務目録状況について、ご説明がありましたが、委員の皆様ご質問ありますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：次に、会議次第　５　（２）その他に入りたいと思います。それでは事務局からご説明をお願いします。

～事務局から市ホームページに委員名簿（更新版）を公表する経緯を説明～

酒井会長：平成２６年４月から平成２８年３月までの委員名簿について、これでよろしいですか。

委員全員：～異議なし～

酒井会長：それでは委員名簿を公表することを了承します。

事 務 局：前年度の不服申立てに関わる会議録については、審議検討中であったため公開していませんでしたが、答申がまとまり審議は終わったので、今後、市民から会議録の情報公開請求があった場合は、個人情報に関わる部分以外は公開してもよいかどうか、ご判断をいただければと思います。

酒井会長：委員の皆様、今の件についてご意見等ありますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それではそのように対応していただければと思います。

事 務 局：情報公開請求があった場合にはそのようにいたします。次に、前回議題にしました「死者の財産に関する個人情報開示請求の取扱方針」については、現在も検討中ですので、まとまり次第審査会にご報告します。

酒井会長：市としての基準を取りまとめ中ということですか。委員の皆様、今までの件について何かご質問等ありますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは最後に、会議次第　６　その他についてですが、次回の審査会の日程について決めたいと思います。事務局より何かありますか。

事 務 局：現在は審査会を開く案件がないため、日程を決める必要はありません。

酒井会長：しばらく様子を見て、また「死者の財産に関する個人情報開示請求の取扱方針」についてまとまった時点で、日程を詰めさせていただきたいと思います。委員

の皆様、いかがですか。

委員全員：～異議なし～

酒井会長：それでは、会議次第　６　その他について終了します。最後に委員の皆様、何かありますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、平成２６年度第１回四街道市情報公開・個人情報保護審査会を終了させていただきます。皆様どうもお疲れ様でした。